

# 五戸町 第3次障がい者計画

計画期間 令和6年度～令和11年度

令和6年3月

青森県五戸町





## はじめに

本町では平成25年3月に「五戸町第2次障がい者計画」、令和3年3月には「第6期五戸町障がい福祉計画・第2期五戸町障がい児福祉計画」を策定し、両計画に基づいて障がい者に対する福祉施策を推進してまいりました。国では、平成30年6月に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律、令和元年6月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律、令和4年5月に障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が施行されるなど、障がい者を取り巻く環境は目まぐるしく変化しております。

また、町では、令和4年4月に五戸町手話言語条例を制定しております。

更に、障がい者を取り巻く環境として、大雨等による近年の災害事情の変化、医療的ケア児等支援のニーズの高まり、自殺問題やひきこもり問題の顕在化等があげられます。

このような状況の中、現在の計画に法制度を反映させ、今後、推進していく障がい者に対する福祉施策について、様々な視点や論点から検討し、令和6年度から11年度までの6か年を計画期間とする「五戸町第3次障がい者計画」を策定いたしました。

本計画では、「ともに認めあい、支えあう共生のまち・五戸」を基本理念に掲げ、障がいを持つ人と持たない人が、共に生きる社会環境づくりを目指すリハビリテーション及びノーマライゼーションの理念を実現するため、障がい者施策の展開を図るものであります。

今後とも、町の将来像である『人とまちの活力で未来を拓く、共創（協創）の郷 への』を目指し、国や県、町民の皆様方と本計画の実現に向け努力してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たりまして、多大なご尽力を頂きました五戸町地域自立支援協議会委員の皆様、パブリックコメントにご協力を頂きました皆様方に厚くお礼申し上げます。

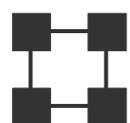
令和6年3月

五戸町長 若宮 佳一

# 目次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	3
4	「障害者」「障害」の表記について	3
第2章	障がい者を取り巻く現状と課題	4
1	人口等の推移	5
(1)	総人口の推移	5
(2)	障がい者の状況	6
2	障がい者数の将来推計	11
(1)	総人口の推計	11
(2)	障がい者数の推計	12
3	障害福祉サービスの実施状況	14
(1)	訪問系サービス	14
(2)	日中活動系サービス	14
(3)	居住系サービス	15
(4)	その他のサービス	15
(5)	相談支援	16
(6)	障がい児通所サービス	16
4	地域生活支援事業の実施状況	17
(1)	必須事業	17
(2)	任意事業	18
第3章	計画の基本理念等	19
1	基本理念	20
2	基本方針	21
第4章	施策の展開	23
I	障がいへの理解促進・啓発・広報	24
1	ボランティア活動の推進	24
2	福祉教育の推進	25
3	啓発・広報活動の推進	26
4	公共サービス従事者の障がい者理解の推進	27
II	生活支援	29
1	ニーズに合った福祉サービスの提供	29
2	経済的支援の充実	32
3	相談支援体制の充実	33

4	障がい者団体への支援	36
5	権利擁護※の推進	37
6	スポーツ・文化芸術活動の振興	38
Ⅲ	生活環境	39
1	歩行空間のバリアフリー化の推進	39
2	建築物のバリアフリー化の推進	40
3	防犯・交通安全対策	41
4	防災対策・災害時支援	42
Ⅳ	教育・育成	45
1	専門機関での療育・教育の実施	45
2	一貫した教育支援	46
Ⅴ	雇用・就業	47
1	就労移行支援の充実	47
2	働く場の確保と就労継続支援	48
Ⅵ	保健・医療	49
1	健康づくりによる予防・早期発見	49
2	障がいに対する適切な医療の実施	50
3	医療的ケア児等への支援の実施	51
Ⅶ	情報・コミュニケーション	52
1	コミュニケーション支援の充実	52
2	情報提供の充実	53
4	「五戸町手話言語条例」の施策の推進	54
第5章	計画の点検・評価	55
1	計画の推進体制	56
2	計画の点検・評価	56
(1)	点検・評価の考え方	56
(2)	点検・評価の体制	56
資料編		57
1	用語の解説	58
2	五戸町地域自立支援協議会設置要綱	64
3	五戸町地域自立支援協議会委員名簿	65



# 第1章

## 計画の策定にあたって

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

昭和23年(1948年)国連において、「世界人権宣言<sup>※</sup>」が採択され、これ以降、障がい者の「完全参加と平等」の実現を目指して各種の国際年行事、宣言など人権尊重、差別撤廃に向けた取組みがなされてきました。

わが国では、昭和45年(1970年)に「障害者基本法<sup>※</sup>」が制定、平成14年(2002年)には「障害者基本計画<sup>※</sup>」が策定され、共生社会の実現に向けて各分野で法制度の改正などが推進されてきました。平成18年(2006年)には国連で「障害者権利条約<sup>※</sup>」が採択され、わが国は平成19年(2007年)に同条約に署名しました。平成23年(2011年)8月には、同条約の締結に向けた国内法整備の一環として「障害者基本法<sup>※</sup>」が一部改正され、障がい者の定義の中で、精神障がいに発達障がい<sup>※</sup>を含むことが明記されました。また、平成24年(2012年)10月に「障害者虐待防止法<sup>※</sup>」が施行され、さらには平成25年(2013年)6月に「障害者差別解消法<sup>※</sup>」が制定されました。

また、平成18年(2006年)には「障害者自立支援法<sup>※</sup>」が施行され、障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化し、障がい者の「保護」から「地域の中での自立<sup>※</sup>した生活の支援<sup>※</sup>」へと障がい者施策の大きな転換がなされました。しかし、受けたサービスに応じ対価を払う応益負担の実施は、低所得者や重度障がい者のサービス利用を妨げるなどの理由から、「障害者自立支援法<sup>※</sup>」を廃止し、制度の谷間がなくサービスの利用者負担を応能負担とする「障害者総合支援法<sup>※</sup>」が平成26年(2014年)に全面施行されています。

青森県では、令和5年(2023年)に「第4次青森県障害者計画」が策定され、障がい者に係わる福祉施策が推進されています。

本町においては、平成15年(2003年)に「五戸町障害者基本計画(五戸ふれあい共生プラン)」を策定、平成25年(2013年)に「五戸町第2次障がい者計画」を策定し、『ともに認めあい、支えあう共生のまち・五戸』のキャッチフレーズのもと、協働で幅広い分野にわたる障がい者福祉施策を推進してきました。

これまでの取組みの成果や国の障がい者制度改革に向けた新たな動き、そして本町の将来のあるべき姿を視野に入れ、障がい者の自立や社会参加に向けた施策の一層の推進を図るため、今後の障がい者施策についての基本的方針を定める「五戸町第3次障がい者計画」を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、国の「第5次障害者基本計画」、青森県の「第4次青森県障害福祉計画」、町の上位計画である「新五戸町総合振興計画」及び各分野における関連計画との調整を図りながら策定しました。また、本計画に基づく施策の推進にあたっては、各計画に係る関係機関と連携し実施します。

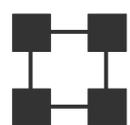
## 3 計画の期間

「五戸町第3次障がい者計画」は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間を計画期間とします。ただし、国及び県の動向や社会情勢の変化に対応するため、必要がある場合は計画期間内においても見直しを行います。

## 4 「障害者」「障害」の表記について

「障害者」という表記に偏見や差別、不快に感じる人もいるのではないかという見解から、都道府県や市町村における公文書や広報紙などでも、「障がい者」という表記に改めているところも出て来ています。また、「障害者」を対象にした支援<sup>\*</sup>を行っている団体や民間企業などにおいても、「障害者」に対して配慮する意味合いから、「障がい者」という表記での文章作成を行っているところが増えて来ています。

こうした動きから、本計画においても国・県・町が定めた法律・条例の名称や事業名を除いて「障がい者」「障がい」という表記としました。



## 第2章

# 障がい者を取り巻く現状と課題

## 第2章 障がい者を取り巻く現状と課題

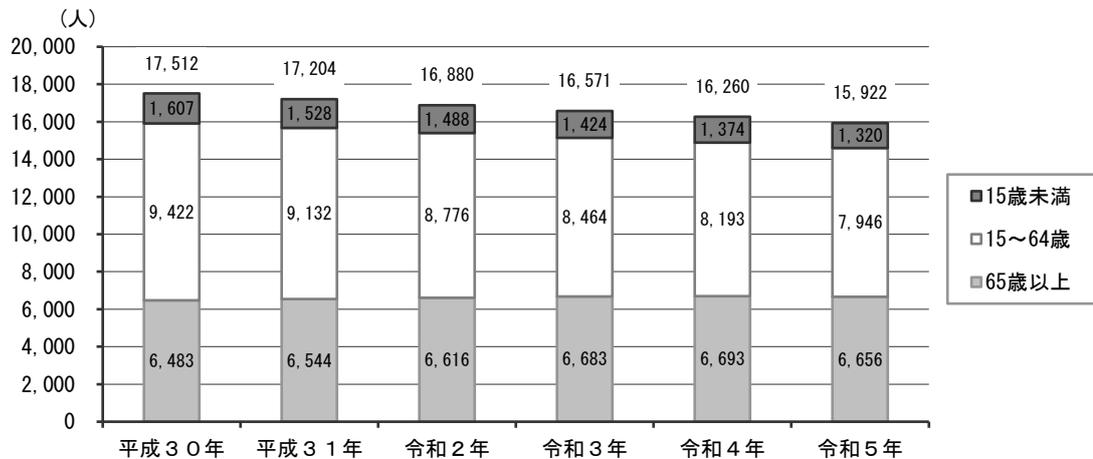
### 1 人口等の推移

#### (1) 総人口の推移

本町の総人口の推移を見ると、平成30年の17,512人から令和5年の15,922人へと1,590人（減少率9.1%）減少しています。この6年間に於いて65歳以上が173人増加する一方で、64歳以下が1763人減少しています。特に15歳未満の減少率が大きく、少子高齢化が大きく伸展しています。

また、高齢化率では、平成30の37.0%から令和5年の41.8%と4.8ポイント上昇し、国や青森県の高齢化率を上回っています。

図表 2-1 総人口の推移



単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	17,512	17,204	16,880	16,571	16,260	15,922
15歳未満	1,607	1,528	1,488	1,424	1,374	1,320
15～64歳	9,422	9,132	8,776	8,464	8,193	7,946
65歳以上	6,483	6,544	6,616	6,683	6,693	6,656
高齢化率	37.0%	38.0%	39.2%	40.3%	41.2%	41.8%

住基データ：平成30～令和5年（各年4月1日）

## (2) 障がい者の状況

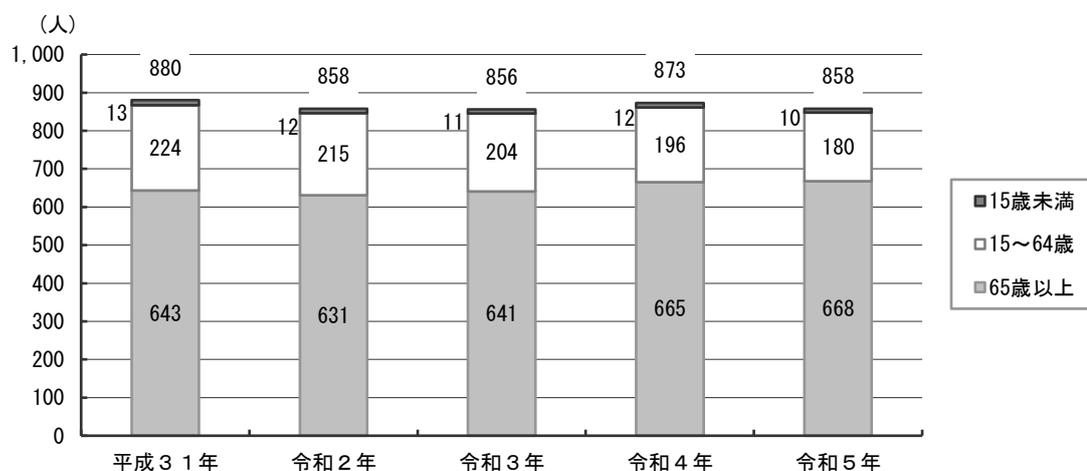
### ① 身体障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者は、平成31年の880人から令和5年の858人とやや減少しています。この4年間で15～64歳が44人、15歳未満が3人減少する一方で、65歳以上が25人増加しています。

障がい種類別で見ると、「肢体不自由」が53.3%で最も多く、次いで「内部障がい※」が34.1%、「聴覚・平衡機能障がい」が6.9%、「視覚障がい」が5.4%、「音声・言語・そしゃく機能障がい」が0.3%の順となっています。

また、障がい程度では、「1級」が47.0%で最も多く、次いで「4級」が17.8%、「2級」が12.8%、「3級」が12.5%の順となり、「5級」と「6級」はごく少数となっています。

図表 2-2 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移



単位：人

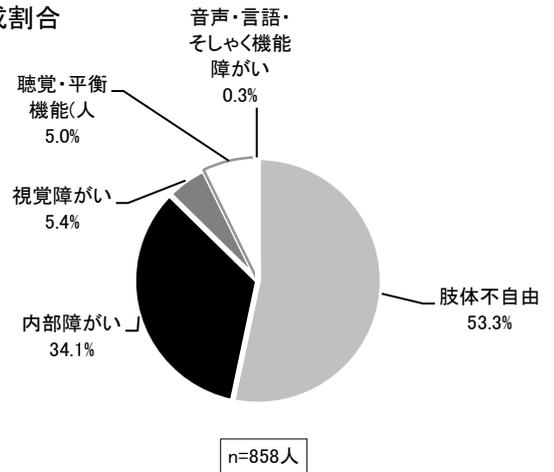
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計	880	858	856	873	858
65歳以上	643	631	641	665	668
15～64歳	224	215	204	196	180
15歳未満	13	12	11	12	10

各年4月1日

図表 2-3 障がい種類別身体障害者手帳所持者の構成割合

	人	%
肢体不自由	457	53.3%
内部障がい※	293	34.1%
視覚障がい	46	5.4%
聴覚・平衡機能障がい	59	6.9%
音声・言語・そしゃく機能障がい	3	0.3%

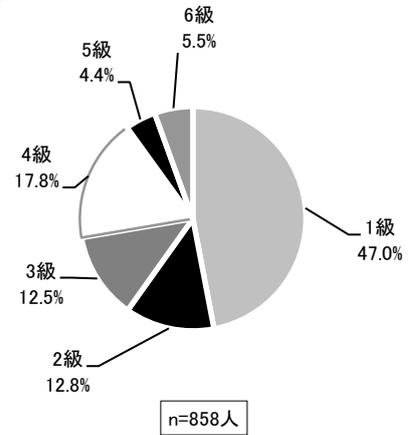
令和5年4月1日



図表 2-4 障がい程度別身体障害者手帳所持者の構成割合

	人	%
1級	403	47.0%
2級	110	12.8%
3級	107	12.5%
4級	153	17.8%
5級	38	4.4%
6級	47	5.5%

令和5年4月1日

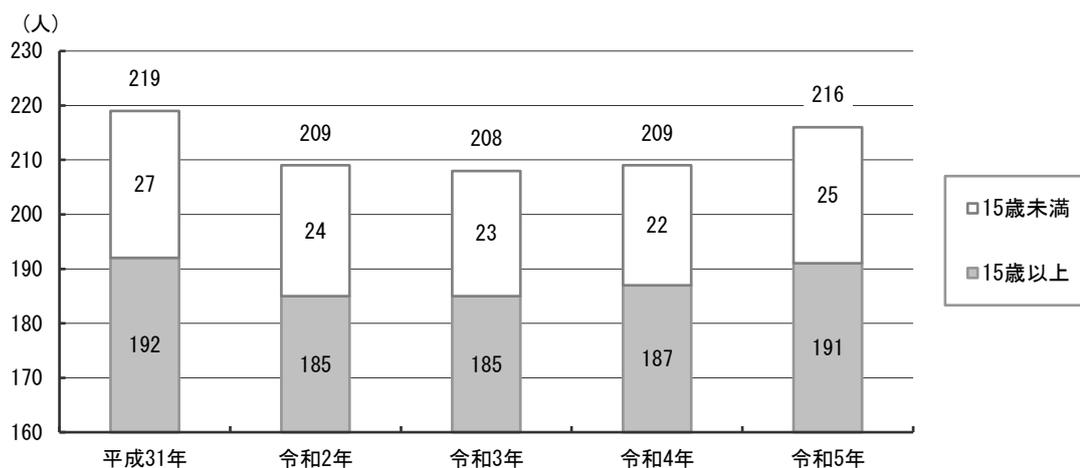


## ② 知的障がい者の状況

愛護（療育）手帳の所持者は、平成31年の219人から令和5年の216人と3人減少しています。この4年間において15歳以上が1人、15歳未満が2人減少しています。

障がい程度を見ると、令和5年では「B」が76.4%、「A」が23.6%でした。

図表 2-5 年齢階層別愛護（療育）手帳所持者数の推移



単位：人

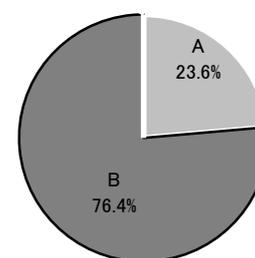
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計	219	209	208	209	216
15歳以上	192	185	185	187	191
15歳未満	27	24	23	22	25

各年4月1日

図表 2-6 障がい程度別愛護（療育）手帳所持者の構成割合

	人	%
A（最重度・重度）	51	23.6%
B（中度・軽度）	165	76.4%

令和5年4月1日



n=216人

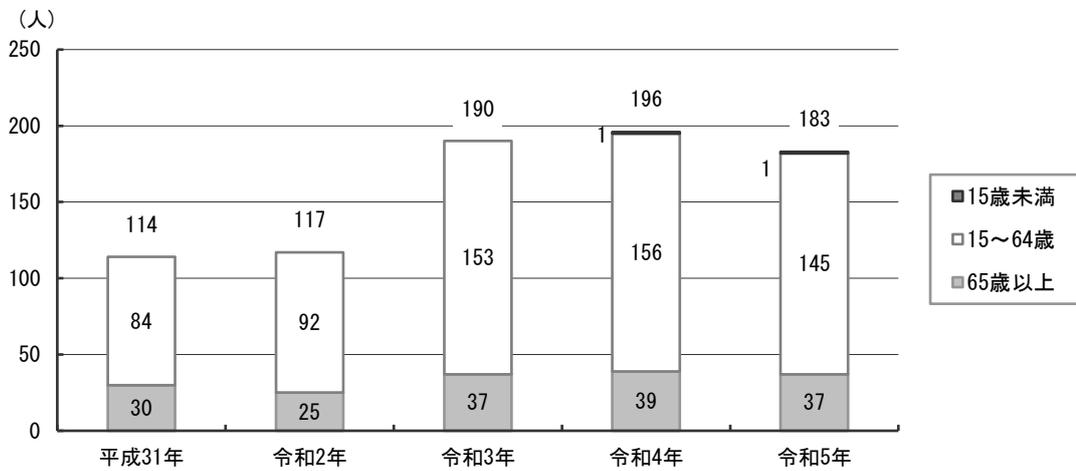
### ③ 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成31年の114人から令和5年の183人と増加しています。この4年間で65歳以上が7人、15～64歳以下が61人増加しています。

障がい程度を見ると、「2級」が54.6%で最も多く、次いで「1級」が28.4%、「3級」は16.9%の順となっています。

また、自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成31年の276人から令和5年の321人と45人増加しています。

図表 2-7 障がい程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合計	114	117	190	196	183
65歳以上	30	25	37	39	37
15～64歳	84	92	153	156	145
15歳未満	0	0	0	1	1

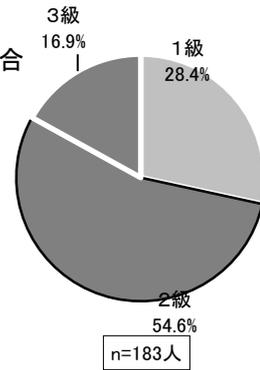
各年4月1日



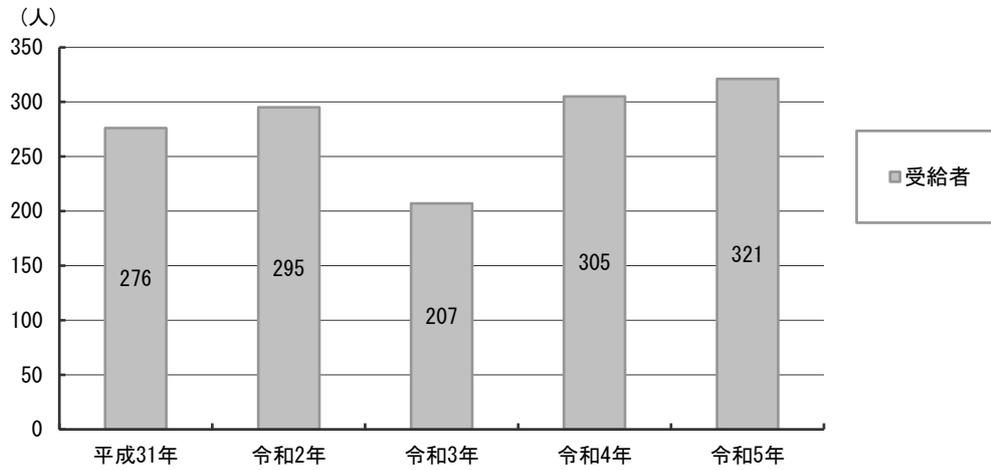
図表 2-8 障がい程度別精神障害者保健福祉手帳所持者の構成割合

	人	%
1級	52	28.4%
2級	100	54.6%
3級	31	16.9%

平成 24 年 4 月 1 日



図表 2-9 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



単位：人

	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
合 計	276	295	207	305	321

各年 4 月 1 日

## 2 障がい者数の将来推計

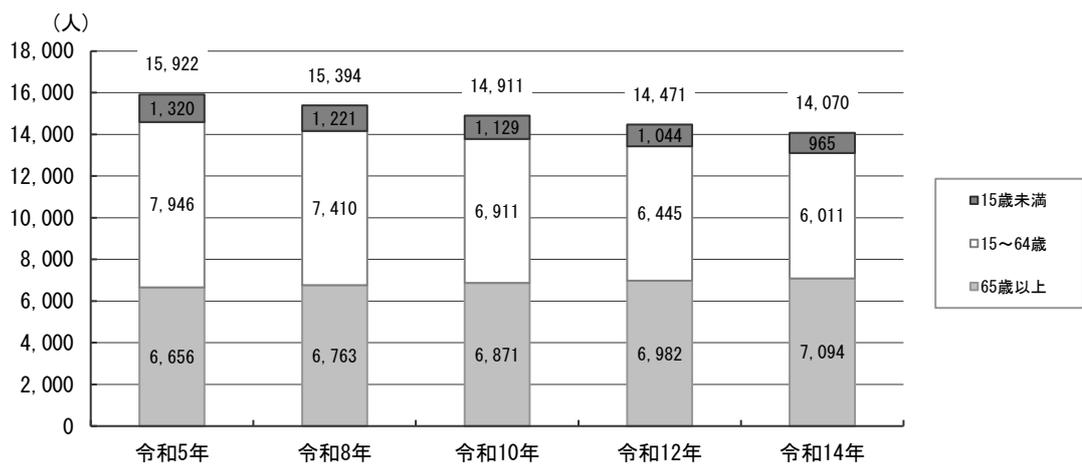
### (1) 総人口の推計

人口推計の結果から見ると、本町では令和5年の15,922人から10年後の令和14年には14,070人となり、1,852人（11.6%）の減少が予測されています。

65歳以上では、令和5年の6,656人から令和14年には7,094人となり、438人（6.5%）の増加が見込まれています。15歳未満では1,320人から965人と355人（26.9%）の減少が見込まれており、今後とも少子高齢化が続くことが予測されています。

また、15～64歳の生産人口でも同様に、7,946人から6,011人となり1,935人（24.4%）の大きな減少が予測されています。

図表 2-10 総人口の推計



単位：人

	令和5年	令和8年	令和10年	令和12年	令和14年
総人口	15,922	15,394	14,911	14,471	14,070
65歳以上	6,656	6,763	6,871	6,982	7,094
15～64歳	7,946	7,410	6,911	6,445	6,011
15歳未満	1,320	1,221	1,129	1,044	965
高齢化率	41.8%	43.9%	46.1%	48.2%	50.4%

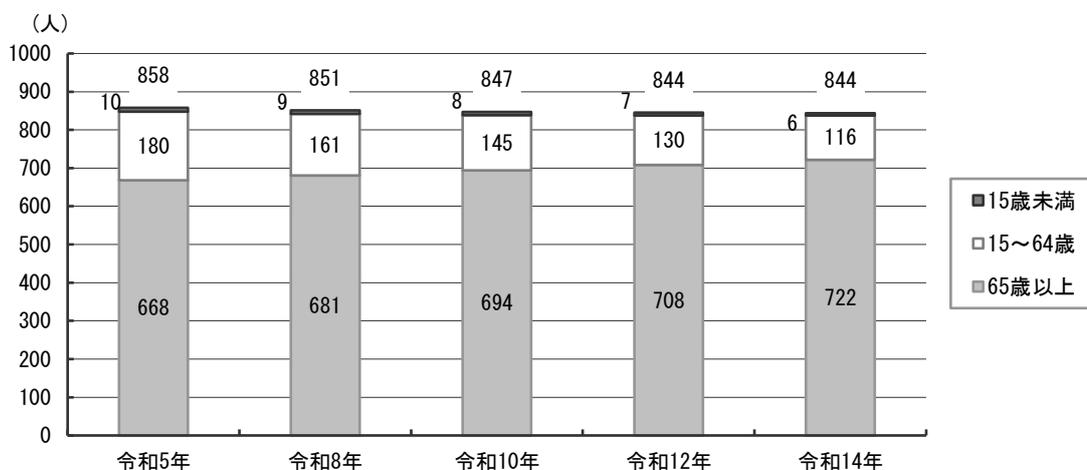
住基データ（平成31～令和5年、各年4月1日）を基に人口推計

## (2) 障がい者数の推計

### ① 身体障害者手帳所持者数の推計

身体障害者手帳所持者数の推計を見ると、令和5年の858人から令和14年には844人となり、14人(1.6%)の減少が見込まれています。65歳以上が増加傾向である反面、64歳以下は減少すると予測されています。

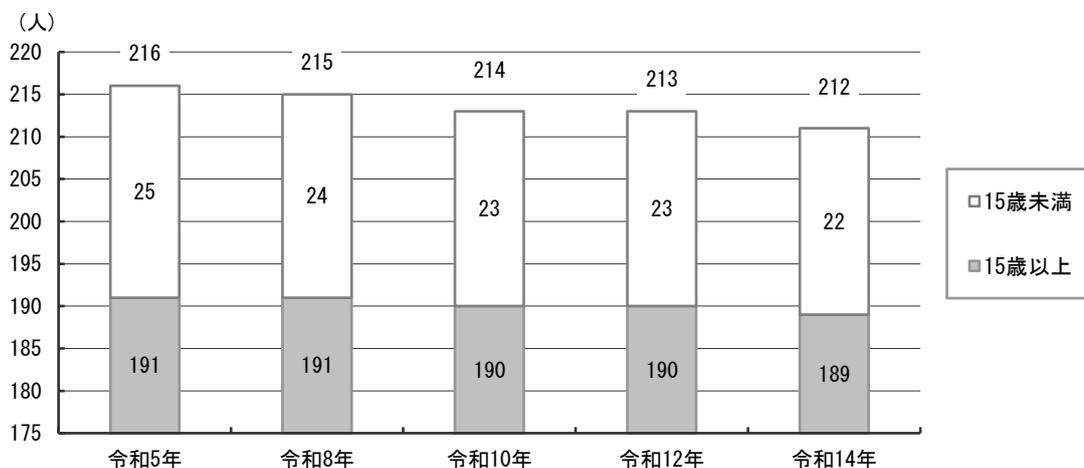
図 2-11 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推計



### ② 愛護（療育）手帳所持者数の推計

愛護（療育）手帳所持者数の推計を見ると、令和5年の216人から令和14年には212人となり、4人(1.9%)の減少が見込まれています。15歳以上、15歳未満ともに減少することが予測されています。

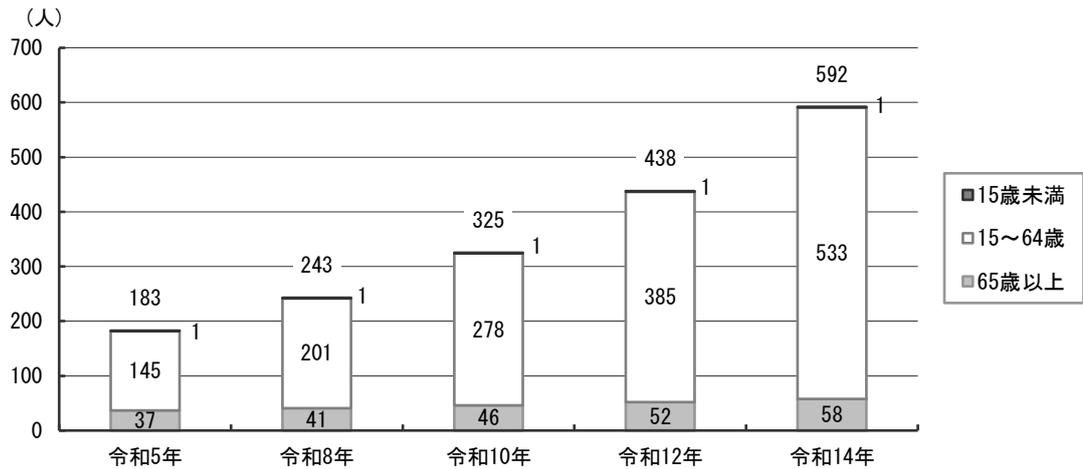
図 2-12 年齢階層別愛護（療育）手帳所持者数の推計



### ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推計

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推計を見ると、令和5年の183人から令和14年には591人となり、408人（223%）の増加が見込まれています。65歳以上は微増となり、15～64歳は急速に増加することが予測されています。

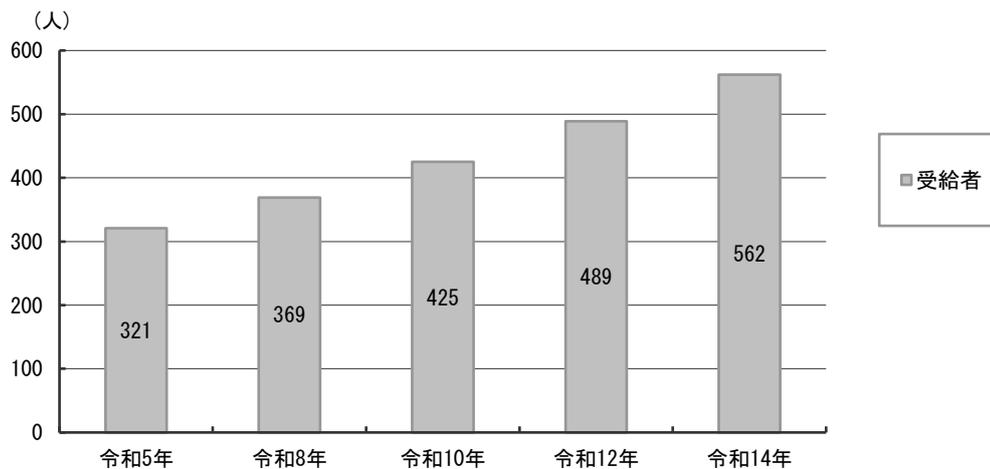
図 2-13 障がい程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推計



### ④ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推計

自立支援医療（精神通院）受給者数の推計を見ると、令和5年の321人から令和14年には562人となり、241人（75.1%）の大幅な増加が見込まれています。

図 2-14 自立支援医療（精神通院）受給者数の推計



### 3 障害福祉サービスの実施状況

#### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、以下のとおりとなっています。

表 2-15 訪問系サービス

サービスの種類	サービスの概要
居宅介護	居宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な方に、自宅での介護から外出時の移動支援までのサービスを総合的に提供します。
行動援護	行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護等を行うサービスを提供します。
同行援護	視覚障害者の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方のなかでも、介護の必要性がとて高い方に対し居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

#### (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、以下のとおりとなっています。

表 2-16 日中活動系サービス

サービスの種類	サービスの概要
生活介護	常に介護を必要とする方に、地域や入所施設において、食事・入浴・排せつ等の介護や、創作的活動または生産活動等の機会を提供します。
療養介護	病院などの施設で、日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助等を行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型)	自立した日常生活や社会生活を営むために必要な、身体機能や生活能力の向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労移行支援	一般就労等への移行に向けて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等で雇用されることが困難な方に、働く場を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

サービスの種類	サービスの概要
短期入所	障害者支援施設等への短期間の入所により、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

### (3) 居住系サービス

居住系サービスは、以下のとおりとなっています。

表 2-17 居住系サービス

サービスの種類	サービスの概要
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対して、主に夜間において共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

### (4) その他のサービス

その他のサービスは、以下のとおりとなっています。

表 2-18 その他のサービス

サービスの種類	サービスの概要
就労選択支援	就労を希望する障がい者等の希望、就労能力や適性に合った選択ができるよう、関係機関との連絡調整を行い支援します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行したが、環境変化により課題が生じている障がい者への、相談、助言、企業や関係機関との連絡調整等必要な支援を行います。
自立生活援助	居宅で生活する上での様々な課題について、訪問や相談対応により、必要な情報の提供、助言、関係機関との連絡調整を行います。

## (5) 相談支援

相談支援のサービス内容は、以下のとおりとなっています。

表 2-19 相談支援

サービスの種類	サービスの概要
計画相談支援	障害福祉サービスの支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後等にサービス事業者等との連絡調整や計画の見直しを行います。
地域移行支援	施設入所又は精神科病院に入院している障がい者について、訪問相談、情報提供、住居の確保等の地域生活に移行するために必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅で生活する単身等の障がい者について、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に訪問や緊急対応の必要な支援を行います。

## (6) 障がい児通所サービス

障がい児通所サービスの内容は、以下のとおりとなっています。

表 2-20 障がい児通所サービス

サービスの種類	サービスの概要
児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	上下肢や体幹の機能に障がいのある未就学児に対して、児童発達支援や治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して、放課後や長期休暇中において生活能力の向上のための訓練を継続的に行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいにより外出が困難な児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。
保育所等訪問支援	保育所その他の集団生活を営む障がい児に対し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

## 4 地域生活支援事業の実施状況

### (1) 必須事業

必須事業のサービス内容は、以下のとおりとなっています。

表 2-20 必須事業

サービスの種類	サービスの概要
障害者相談支援事業	障がい者、障がい児の保護者又は障がい者の介護を行う方等からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助等を行い、障がい者等が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方と、その他の方の意思疎通を仲介するため、手話通訳者または要約筆記者の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある方に対して、身体介護を支援する介護訓練支援用具、入浴や移動等の自立生活を支援する自立支援用具、またはストマ用装具等の排せつ管理支援用具等、快適な日常生活を支援するための用具を給付または貸与します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者および障がい児が、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出を必要とする場合に、車椅子やストレッチャーのまま乗降できる福祉車両による移送を行う車両移送支援、養護学校への通学支援、ヘルパー等によるマンツーマンでの付き添いや移動介護を行う個別移動支援等を行います。
地域活動支援センター基礎的事業	地域で生活する障がい者の日中活動の場として創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。
地域活動支援センター機能強化事業	精神保健福祉士等の専門職員の配置、機能訓練や社会適応訓練等を実施することにより、地域活動支援センターの機能の強化を図ります。人員配置等の基準によりⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型に分類されます。
成年後見制度利用支援事業	身寄りがないなど、親族等による後見開始の審判の申立てができないかたについて、町長が代わって申立てを行います。また、成年後見制度の利用に要する費用を負担することが困難な方に対して、審判の申立てに係る費用や後見人等への報酬の助成を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方と、その他の方の意思疎通を仲介するため、手話通訳者または要約筆記者の派遣等を行います。

## (2) 任意事業

任意事業のサービス内容は、以下のとおりとなっています。

表 2-21 任意事業

サービスの種類	サービスの概要
福祉ホーム事業	現に居住を求めている障がい者に対して、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する福祉ホームについて、運営法人に経費の一部を補助することにより、福祉ホームを利用する障がい者の地域生活を支援します。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
更生訓練費給付事業	就労移行支援または自立訓練を利用している方に対し、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援事業または就労継続支援事業を利用している方が、就職により施設を退所する場合に就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導および技能習得訓練等を行うことにより、就職に必要な素地を与えると同時に雇用の促進と職場における定着性を高めます。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援および一時的な休息を図ります。
自動車運転免許取得費助成事業	障がい者が普通自動車免許を取得するのに要する経費を助成し、就労等社会活動への参加を促進します。
自動車改造費助成事業	身体障がい者が就労等に伴い、自らが所有・運転する自動車を改造するのに要する経費を助成し、障がい者の福祉の増進、社会復帰の促進を図ります。